



(委員会の目的)

第一条 虐待・身体拘束防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のために支援を妨げることのないよう、定期的にまたは随時、委員会を開催し、虐待及び身体拘束の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第二条 委員は以下の通りとする。

委員長	宮田 智子		
委員	訪問看護ステーション ほほえみ	キッズケアホーム にこぴあ	居宅介護支援事業所 ほほえみ
	(主任) 登島晶江	(児発管) 福田亜希子	※ (管理者) 川畑美佳子
	寶満ゆきえ	平 美雪	

※書記

(委員会の開催)

第三条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は年3回開催する(4月, 9月, 2月)
- 2) 会の開催の必要があるときは, 委員の判断で開催することが出来る。

(委員会の実施)

第四条 委員会は次の通り実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し, 行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について, 職員に周知すること, 定期的な見直しを行い, 疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い, 「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査と日程の調整を行い, 虐待や虐待のおそれがあるときは委員, もしくは委員長に報告する。
- 5) 職員が「身体拘束の三原則」(切迫性・非代替性・一時性)の理解を深められるようマニュアル等を整備する。
- 6) 勉強会担当と日程の調整を行い, 虐待防止及び身体拘束に係る研修を年に一回以上行うこととする。

- 7) リスクマネジメント委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 8) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

#### 第五条

1) 委員会は、虐待や身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止や身体拘束に対する意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境作りを目指さなければならない。

2) 委員は、日頃より各法令の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。

3) 委員会の委員長・委員は日頃より利用者の支援・介護の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することもある。

4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり、利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、共同で会議を開催するなど虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。